

東京都杉並区／福島県北塩原村まるごと保養地協定の変更について

区民が北塩原村の宿泊施設をお得に宿泊できる「東京都杉並区／福島県北塩原村まるごと保養地協定」の内容は、令和6年11月から以下の内容に変更します。

※北塩原村と協議・調整し、新協定の内容が以下のとおり確定しました(令和6年9月2日)。

対象施設	割引内容等	対象者	適用開始時期
宿泊施設	(1)宿泊料金の原則10%割引 (2)オリジナルサービス(お土産・おもてなし等)の提供 ※(2)は実施可能な宿泊施設に限る。	区内在住・在勤・在学の方を対象とする。 また、対象者1名につき、その同行者2名まで、対象に加えることとする。	令和6年11月1日予約分 ○10月31日までに、 ①令和7年3月31日までの宿泊を予約した場合は、旧協定を適用。 ②令和7年4月1日以降の宿泊を予約した場合は、新協定を適用。 ○11月1日以降に、 ①11月1日以降の宿泊を予約した場合は、新協定を適用。
観光施設	5%割引(日帰りでも対象)	区内在住・在勤・在学の方	令和6年11月1日利用分
飲食店 みやげ物店等	5%割引(日帰りでも対象)		

令和6年9月2日内容更新